

平成30年度

宝達志水町予算書

目 次

議案第1号	平成30年度宝達志水町一般会計予算	1
議案第2号	平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算	11
議案第3号	平成30年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算	17
議案第4号	平成30年度宝達志水町介護保険特別会計予算	23
議案第5号	平成30年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算	29
議案第6号	平成30年度宝達志水町水道事業会計予算	35
議案第7号	平成30年度宝達志水町下水道事業会計予算	39
議案第8号	平成30年度宝達志水町病院事業会計予算	45

宝達志水町一般会計予算

議案第1号

平成30年度宝達志水町一般会計予算

平成30年度宝達志水町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,960,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		1,602,488
	1 町民税	699,100
	2 固定資産税	803,838
	3 軽自動車税	39,350
	4 町たばこ税	59,000
	5 入湯税	1,200
2 地方譲与税		80,000
	1 地方揮発油譲与税	22,000
	2 自動車重量譲与税	58,000
3 利子割交付金		1,400
	1 利子割交付金	1,400
4 配当割交付金		3,800
	1 配当割交付金	3,800
5 株式等譲渡所得割交付金		2,800
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,800
6 地方消費税交付金		232,000
	1 地方消費税交付金	232,000
7 ゴルフ場利用税交付金		23,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,000
8 自動車取得税交付金		25,000
	1 自動車取得税交付金	25,000
9 地方特例交付金		4,100
	1 地方特例交付金	4,100
10 地方交付税		3,240,000
	1 地方交付税	3,240,000
11 交通安全対策特別交付金		1,500
	1 交通安全対策特別交付金	1,500
12 分担金及び負担金		144,391
	1 分担金	4,416
	2 負担金	139,975
13 使用料及び手数料		57,263
	1 使用料	38,832
	2 手数料	18,431
14 国庫支出金		485,378
	1 国庫負担金	294,609
	2 国庫補助金	188,604
	3 委託金	2,165
15 県支出金		350,412
	1 県負担金	188,282
	2 県補助金	137,049
	3 委託金	25,081
16 財産収入		43,220

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	11,566
	2 財産売払収入	31,654
17 寄附金		20,011
	1 寄附金	20,011
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		55,336
	1 延滞金・加算金及び過料	1,000
	2 町預金利子	74
	4 雑入	45,487
	5 受託事業収入	8,775
21 町債		587,900
	1 町債	587,900
歳 入 合 計		6,960,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		99,838
	1 議会費	99,838
2 総務費		861,871
	1 総務管理費	681,919
	2 徴税費	107,582
	3 戸籍住民基本台帳費	56,041
	4 選挙費	14,882
	5 統計調査費	845
	6 監査委員費	602
3 民生費		1,751,855
	1 社会福祉費	984,125
	2 児童福祉費	767,730
4 衛生費		922,469
	1 保健衛生費	861,106
	2 清掃費	53,031
	3 上水道費	8,332
5 労働費		9,866
	1 労働諸費	9,866
6 農林水産業費		196,912
	1 農業費	181,732
	2 林業費	11,342
	3 水産業費	3,838
7 商工費		140,993
	1 商工費	140,993
8 土木費		781,220
	1 土木管理費	11,342
	2 道路橋りょう費	376,571
	3 河川費	2,328
	4 公園費	3,966
	5 下水道費	365,219
	6 住宅費	21,794
9 消防費		281,658
	1 消防費	281,658
10 教育費		813,395
	1 教育総務費	87,480
	2 小学校費	160,766
	3 中学校費	126,622
	4 社会教育費	138,571
	5 保健体育費	299,956
11 災害復旧費		2,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,500
	2 公共土木施設災害復旧費	500

10 一般会計

(単位：千円)

款	項	金額
12 公債費		1,087,923
	1 公債費	1,087,923
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,960,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合計画策定業務	平成31年度	4,000
平成33年基準年度土地評価替業務	平成31年度 ～平成32年度	6,431

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営ほ場整備事業債	4,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、町財政その他の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県営老朽ため池整備事業債	2,000			
リサイクルセンター基幹改良事業債	50,300			
道路橋りょう整備事業債 (合併特例債分)	37,400			
消防施設整備事業債	2,600			
体育施設整備事業債	220,000			
臨時財政対策債	211,900			
過疎地域自立促進特別事業債	59,000			
合 計	587,900			

宝達志水町国民健康保険特別会計予算

議案第2号

平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算

平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,489,202千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		218,727
	1 国民健康保険税	218,727
3 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
5 県支出金		1,182,925
	2 県補助金	1,182,924
	3 財政安定化基金交付金	1
	△ (県負担金)	0
6 繰入金		87,406
	1 他会計繰入金	87,405
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		42
	1 加算金・延滞金及び過料	2
	2 預金利子	35
	3 雑入	5
9 町債		1
	2 財政安定化基金貸付金	1
△ (国庫支出金)		0
	△ (国庫負担金)	0
	△ (国庫補助金)	0
△ (療養給付費交付金)		0
	△ (療養給付費交付金)	0
△ (前期高齢者交付金)		0
	△ (前期高齢者交付金)	0
△ (共同事業交付金)		0
	△ (共同事業交付金)	0
歳 入 合 計		1,489,202

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		15,842
	1 総務管理費	15,419
	2 徴税費	315
	3 運営協議会費	108
	△ (医療費適正化対策事業費)	0
2 保険給付費		1,168,829
	1 療養諸費	1,009,527
	2 高額医療費	156,100
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	2,102
	5 葬祭費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		282,530
	1 医療給付費分	187,035
	2 後期高齢者支援金等分	74,911
	3 介護納付金分	20,584
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
6 保健事業費		18,113
	1 保健事業費	18,113
7 基金積立金		35
	1 基金積立金	35
9 諸支出金		1,602
	1 償還金及び還付加算金	1,602
10 繰出金		250
	1 繰出金	250
11 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
△ (後期高齢者支援金等)		0
	△ (後期高齢者支援金等)	0
△ (前期高齢者納付金等)		0
	△ (前期高齢者納付金等)	0
△ (老人保健拠出金)		0
	△ (老人保健拠出金)	0
△ (介護納付金)		0
	△ (介護納付金)	0
歳 出 合 計		1,489,202

宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

議案第3号

平成30年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		131,295
	1 後期高齢者医療保険料	131,295
2 繰入金		65,136
	1 一般会計繰入金	65,136
3 諸収入		101
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	100
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		196,533

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,669
	1 総務管理費	675
	2 徴収費	4,994
2 後期高齢者医療広域連合納付金		190,764
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	190,764
3 諸支出金		100
	1 償還金及び還付加算金	100
歳 出 合 計		196,533

宝達志水町介護保険特別会計予算

議案第4号

平成30年度宝達志水町介護保険特別会計予算

平成30年度宝達志水町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,824,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		372,250
	1 介護保険料	372,250
2 国庫支出金		422,703
	1 国庫負担金	309,705
	2 国庫補助金	112,998
3 支払基金交付金		489,485
	1 支払基金交付金	489,485
4 県支出金		258,663
	1 県負担金	248,170
	2 県補助金	10,493
5 繰入金		281,363
	1 一般会計繰入金	267,608
	2 基金繰入金	13,755
6 諸収入		1
	1 延滞金・加算金及び過料	1
7 財産収入		18
	1 財産運用収入	18
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		1,824,484

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,611
	1 総務管理費	29,668
	2 徴収費	4,387
	3 介護認定審査会費	7,556
2 保険給付費		1,716,540
	1 介護サービス等諸費	1,555,560
	2 介護予防サービス等諸費	31,140
	3 高額介護サービス等費	28,800
	4 高額医療合算介護サービス等費	9,660
	5 その他諸費	1,320
	6 特定入所者介護サービス等諸費	90,060
3 地域支援事業費		66,015
	2 包括的支援事業任意事業費	33,222
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	28,384
	4 一般介護予防事業費	4,344
	5 その他諸費	65
4 基金積立金		18
	1 基金積立金	18
5 諸支出金		300
	1 償還金及び還付加算金	300
歳 出 合 計		1,824,484

宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第5号

平成30年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算

平成30年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,225千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 利用料		39,246
	1 利用料	39,246
2 負担金		661
	1 負担金	661
3 財産収入		3,026
	1 財産収入	3,026
4 繰入金		30,399
	1 他会計繰入金	30,399
6 諸収入		893
	1 雑入	893
歳入合計		74,225

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 ケーブルテレビ管理費		74,225
	1 ケーブルテレビ管理費	74,225
歳 出 合 計		74,225

宝達志水町水道事業会計予算

議案第6号

平成30年度宝達志水町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度宝達志水町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		4,560戸
(2) 年間総給水量		1,202,000 m ³
(3) 1日平均給水量		3,293 m ³
(4) 主な建設改良費	老朽管布設替費	106,500千円
	配水設備改良費	2,000千円
	浄水施設改良費	12,860千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		323,685千円
第1項 営業収益		271,548千円
第2項 営業外収益		52,127千円
第3項 特別利益		10千円
支 出		
第1款 水道事業費用		311,654千円
第1項 営業費用		282,262千円
第2項 営業外費用		29,292千円
第3項 特別損失		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額210,407千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,901千円、過年度分損益勘定留保資金201,506千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		2,900千円
第1項 工事負担金		2,900千円
支 出		
第1款 資本的支出		213,307千円
第1項 建設改良費		121,432千円
第2項 企業債償還金		91,875千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 22,610千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業の経営基盤強化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、8,331千円である。

2 下水道事業事務執行に要する経費として、下水道事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、925千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶達 典久

宝達志水町下水道事業会計予算

議案第7号

平成30年度宝達志水町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度宝達志水町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水事業

① 排水戸数	880戸
② 年間総処理水量	238,000m ³
③ 一日平均処理水量	650m ³

(2) 公共下水道事業

① 排水戸数	2,800戸
② 年間総処理水量	840,000m ³
③ 一日平均処理水量	2,300m ³
④ 主要建設改良事業 管路及び施設更新対策	96,700千円

(3) 浄化槽事業

① 排水戸数	70戸
② 年間総処理水量	18,250m ³
③ 一日平均処理水量	50m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益		185,664千円
第1項 営業収益		54,558千円
第2項 営業外収益		131,105千円
第3項 特別利益		1千円
第2款 公共下水道事業収益		617,689千円
第1項 営業収益		181,230千円
第2項 営業外収益		436,458千円
第3項 特別利益		1千円

第3款 浄化槽事業収益	6,708千円
第1項 営業収益	2,599千円
第2項 営業外収益	4,108千円
第3項 特別利益	1千円
合計	810,061千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	168,873千円
第1項 営業費用	142,350千円
第2項 営業外費用	26,513千円
第3項 特別損失	10千円
第2款 公共下水道事業費用	560,481千円
第1項 営業費用	451,964千円
第2項 営業外費用	108,507千円
第3項 特別損失	10千円
第3款 浄化槽事業費用	5,992千円
第1項 営業費用	5,145千円
第2項 営業外費用	837千円
第3項 特別損失	10千円
合計	735,346千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額372,865千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,555千円、当年度分損益勘定留保資金245,433千円及び当年度利益剰余金処分数71,072千円、利益積立金52,805千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入	59,000千円
第3項 企業債	59,000千円
第2款 公共下水道事業資本的収入	242,800千円
第1項 受益者分担金	9,500千円
第2項 補助金	38,500千円
第3項 企業債	194,800千円
合計	301,800千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	1 3 3, 0 6 5 千円
第2項 企業債償還金	1 3 3, 0 6 5 千円
第2款 公共下水道事業資本的支出	5 3 9, 5 6 8 千円
第1項 建設改良費	1 0 3, 3 1 7 千円
第2項 企業債償還金	4 3 6, 2 5 1 千円
第3款 浄化槽事業資本的支出	2, 0 3 2 千円
第2項 企業債償還金	2, 0 3 2 千円
合 計	6 7 4, 6 6 5 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 5 9, 0 0 0	証書借入	5. 0%以内	借入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政その他の都合に より繰上償還又は低 利に借り換えること ができる。
特定環境保全 公共下水道 事業	1 9 4, 8 0 0		金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1 5 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1 9, 1 3 1 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の経営基盤の安定化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、341,988千円である。

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶達 典久

宝達志水町病院事業会計予算

議案第8号

平成30年度宝達志水町病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度宝達志水町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------|----------------|---------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 43床、療養型病床 | 27床 |
| (2) 年間入院患者数 | 一般病床 | 14,235人、療養型病床 | 9,125人 |
| (3) 年間外来患者数 | | 49,950人(うち介護保険 | 4,050人) |
| (4) 一日平均入院患者数 | | 64人 | |
| (5) 一日平均外来患者数 | | 185人 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	1,167,934千円
第1項 医業収益	971,128千円
第2項 医業外収益	196,805千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 病院事業費用	1,338,550千円
第1項 医業費用	1,333,056千円
第2項 医業外費用	5,484千円
第3項 特別損失	10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額58,683千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額33千円、過年度分損益勘定留保資金58,650千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	62,242千円
第1項 繰入金	62,121千円
第2項 寄附金	1千円
第3項 返還金	120千円

支 出	
第1款 資本的支出	120,925千円
第1項 建設改良費	9,105千円
第2項 企業債償還金	111,220千円
第3項 長期貸付金	600千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	761,857千円
(2) 交際費	500千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 棚卸資産の購入限度額は、125,000千円と定める。

平成30年3月8日提出

宝達志水町長 寶 達 典 久

